

入札についての注意事項

公益財団法人 岡山市ふれあい公社

- 1 連合(談合)その他不正行為は絶対に行わないこと。
- 2 入札開始時刻を厳守すること。
- 3 入札書は、公社が交付したものを使用すること。
- 4 代理人が入札する場合は、委任状に所定の事項を記入し、代表者及び代理人(受任者)の印判を押印のうえ、委任状を入札開始前に必ず提出すること。(入札書には受任者の住所氏名を記入し、必ず受任者の印判を押印すること。)
- 5 入札書は必要事項を記載し、記名押印のうえ、記載事項等を再度確認し提出すること。
 - (1) 金額の訂正は認められません。
 - (2) 入札書の差し換え等は認められないので、提出の際、充分注意すること。
- 6 入札に参加する際、代表者が入札する場合は使用印、代理人が入札する場合は代理人(受任者)の印判を必ず持参すること。
- 7 入札は、予定価格に達するまで3回行います。
- 8 入札者は、入札執行に関し係員の指示に従うこと。
- 9 入札は、岡山市ふれあい公社の基準に基づき行います。